

市第35号議案

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年9月4日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月横浜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への横浜市職員の派遣等に関する条例

第1条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等への職員」を「公益的法人等への職員」に改める。

第2条第1項中「第2条第1項に規定する公益法人等」を「第2条第1項各号に掲げる団体」に、「当該公益法人等」を「当該団体」に改め、同項第1号中「民法（明治29年法律第89号）第34条の法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

第4条第2項中「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表」を「地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3」に改める。

第5条中「地方公務員災害補償法」の次に「（昭和42年法律第12

1号)」を加え、「労働者災害補償保険法に」を「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。ただし、第4条第2項及び第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

（横浜市職員定数条例の一部改正）

- 2 横浜市職員定数条例（昭和28年4月横浜市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への横浜市職員の派遣等に関する条例」に改める。

（横浜市立高等学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

- 3 横浜市立高等学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和47年3月横浜市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への横浜市職員の派遣等に関する条例」に改める。

提 案 理 由

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律等の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。